

行事の共催及び後援に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外の団体が行う行事を共同主催（以下「共催」という。）及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 次に掲げる団体をいう。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体

ウ 社会福祉関係団体、社会教育関係団体又は学校教育関係機関

エ 新聞社、放送局又はこれに準ずる団体

オ 地縁団体、自治会、自治振興会又はこれに準ずる団体

カ アからオに掲げるもののほか、代表者、会員、会則、予算、決算等が明確にされている団体

(2) 行事 次に掲げるすべての要件を満たす展覧会、講習会、研究会、競技会、発表会その他 集会又は催物をいう。

ア 館山市の経済、社会、福祉、教育、文化、スポーツ、自治振興等の発展向上に資するもので、公益性のある事業であること。

イ 主催する団体がその主催する事業に関し、堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められる団体が主催する事業であること。

ウ 館山市内で開催される事業であること。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 共催 教育委員会が行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

(4) 後援 教育委員会が行事の趣旨に賛同し、その開催に名目的に参加することをいう。

(申請の資格)

第3条 共催及び後援の申請をすることができる者は、行事を行う団体とする。

(申請の手続き)

第4条 教育委員会の共催又は後援の承認を受けようとする団体は、行事の開催日の1か月前までに共催・後援申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに共催・後援の可否を決定し、共催・後援承認通知書（別記第2号様式）又は共催・後援不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(承認の基準)

第5条 教育委員会は、行事を行う団体に対し、共催又は後援することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援しないものとする。

- (1) 利益をあげる目的で実施する事業であって、営利を目的とする行事
- (2) 特定の政党、政治思想もしくは政治家を支持し、又は反対する目的で行われる活動であって、政治的目的を有する行事
- (3) 特定の宗教の普及、宣伝その他教義に従い行われる活動で、特定の宗教を促進し、又は他の宗教に干渉する目的で行われる活動であって、宗教的目的を有する行事
- (4) 過去に共催又は後援の承認を受けたことがある団体であって、虚偽その他不正な手段により承認を受けたことが認められる団体が行う行事
- (5) 著しく公平性を害する恐れがあると認められる行事
(承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、共催又は後援の承認を受けた団体が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその訂正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 承認の条件に違反したとき。
- (3) その他、教育委員会の共催又は後援に相応しくない事態が生じたとき。
(損害賠償)

第7条 後援行事の開催に係る出演者、参加者、観客等の事故については、行事主催者は、一切の責任を負うものとし、教育委員会は、その責任を負わないものとする。
(報告)

第8条 教育委員会は、必要と認めるときは、後援の承認を受けた主催者に対し、共催・後援行事実施報告書（別記第4号様式）の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、昭和54年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。